

第 20 回住民記録システム等標準化検討会

日 時：令和 5 年 8 月 28 日(月)

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（座 長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

水島 聡史 神戸市地域協働局住民課係長

木野内 誠 筑西市企画部情報システム課課長補佐

岡田 寿史 前橋市未来創造部参事兼情報政策課長

摩尼 真 町田市政策経営部デジタル戦略室担当課長

高橋 登 日野市企画部参事兼情報政策課長

高林 儒希 藤沢市市民自治部市民窓口センター主任（代理出席）

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

熊谷 和泉 飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長

平松 弘三 倉敷市デジタルガバメント推進室 主任（代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局副主幹

藤井 敏久 京都府町村会理事兼企画振興課長

西川 亨 全国知事会調査第一部長

向山 秀昭 全国市長会行政部長

西嶋 大文 全国町村会行政部副部長（代理出席）

阪口 芳正 地方公共団体情報システム機構

住民基本台帳ネットワークシステム

全国センターシステム部担当課長（代理出席）

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構

ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構

被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

千葉 大右 デジタル庁地方業務標準化エキスパート

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

名越 一郎 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長

浦上 哲郎 総務省自治行政局地域DX推進室参事官

日上 俊祐 情報流通行政局地域通信振興課課長補佐（代理出席）

（準構成員）

杉 優一 株式会社 RKKCS 企画開発本部次世代システム開発部チーフ
（代理出席）

上田 公子 Gcom ホールディングス株式会社第 1 製品開発部長

新谷 則之 株式会社株式会社 TKC 住民情報システム技術部
住民情報システム第三グループ課長

山崎 高広 株式会社電算開発本部ソリューション 1 部

藤野 正則 日本電気株式会社社会公共ソリューション開発部門
住民情報システム開発統括部住民情報グループ
プロフェッショナル

青木 弘明 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ
公共情報サービス第一事業部公共パッケージ開発第一本部
ADWORLD強化センタ センタ長

大村 周久 富士通 Japan 株式会社ソリューション開発本部
社会保障・フロントソリューション事業部シニアディレクター

【議事】

1. 住民記録システム標準仕様書【第 4.1 版】案、印鑑登録システム標準仕様書【第 3.1 版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第 2.1 版】について
2. 氏名の振り仮名法制化に伴う仕様書の検討について
3. その他

【概要】

1. 住民記録システム標準仕様書【第 4.1 版】案、及び印鑑登録システム標準仕様書【第 3.1 版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第 2.1 版】について事務局より、「資料 1 今後の住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の修正点（案）」について、各仕様書の主な修正点の説明、本改定内容の適合基準日を、制度改正等に伴う所要の改正であることから、令和 8 年 4 月 1 日とする説明を実施。
- 転出証明書は住民に対して発出する証明書であることから、当該証明書に出力した QR コードに関する説明文を印字すべきではないか。複数の QR コードを印字することにより、住民に混乱が生じると懸念している。
- 住民に対して明瞭に示すべく、印字内容を検討する。
- デジタル庁にて規定するデータ要件上、各種イメージに係るデータ項目の実装区分は「標準オプション機能」として定義されている。本改定にて追加する

QR コードは前述の整理によらず、実装区分は「実装必須機能」を想定しているか。

→「実装必須機能」としている。QR コードの用途は、転入先自治体における転出証明書内容の入力作業簡略化を図る機能であり、当該機能を活用するためにはすべての転出元自治体にて QR コード印字機能を実装する必要がある。

○承知した。

→仕様書の改定案について、本日の意見を踏まえ、適宜修正を行った上で、公表したいと思うが座長に一任いただいてよいか。

○異議無し。

2. 氏名の振り仮名法制化に伴う仕様書の検討について

事務局より、「資料2 氏名の振り仮名法制化に伴う住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の検討」について説明を実施。

○本籍地市区町村と住所地市区町村が異なる場合、戸籍情報システム上公証すべき氏名をどのように取得する想定か。

→法施行から1年間の間に住民が氏名の振り仮名について届出をした場合、届出時点で戸籍情報システム上公証された振り仮名として取り扱う。住民基本台帳法上、戸籍に記載等をした場合に住民票の記載等をすべきときは通知することとなっており、戸籍の附票システムから住民記録システムへ通知することで共通した氏名の振り仮名を管理する想定である。一方、1年間の間に届出がなされなかった場合には、法施行前に住民記録システムから戸籍情報システムへ連携する便宜上管理しているフリガナ情報を参考に、本籍地市区町村が法務局長等の許可を得た上で職権記載することとなる。住民記録システムから戸籍情報システムへ参考情報のフリガナをどのように連携するかといった、システムにおける具体的手法については現在検討中である。

○承知した。届出がなされない場合、法施行前にあらかじめ居住地団体の住民記録システムから本籍地団体の戸籍情報システムへ何らかの方法で参考情報のフリガナを連携しておくとして理解した。

○本籍地市区町村と住所地市区町村が異なる場合、戸籍情報を管理する自治体と住民記録情報を管理する自治体とで振り仮名の公証に伴う連携が必要と認識している。公証作業は何れかの自治体に負担が偏らない配分にて、検討してほしい。必要に応じて、本籍地市区町村と住所地市区町村が異なる者の比率等の概数を調査し検討するとよいと考える。

○筆頭者以外が氏の振り仮名を届け出することは可能か。筆頭者の協力を得られない住民も存在すると想定されるが、その場合における手続きについて説明

してほしい。個人で届け出た振り仮名についてはすべて登録できるようにしたほうが良いのではないか。

→戸籍については法務省の所管となるため、総務省では判断できないところではあるが、現状は筆頭者が氏の振り仮名の届出をするとされている。筆頭者の協力を得られない住民における手続きについては、今後法務省より取扱いが示されるものと想定する。

○制度上は戸籍に記載した上で住民票に連携し、記載するといった流れが正しいと想定する。一方で、戸籍における届出を前提とせず、住民記録システムにおける便宜上のフリガナを参考に職権記載した上で、修正が必要な住民のみ届け出ていただく手順の方が迅速に公証できるのではないかと考える。

○氏又は名の振り仮名が公証されていない場合、住民票の写し上「(氏空欄)」又は「(名空欄)」と表記される想定と理解した。当該証明書はコンビニ交付にて取得される件数も多く、「(○空欄)」表記に伴う問い合わせ件数の増加や窓口の混乱が懸念される。

→氏名の振り仮名については法施行から1年間の届出期間中にできるだけ届出していただくことが望ましく、法務省において、届出制度についての周知啓発を行っていくものと想定している。

○住民記録、印鑑登録及び戸籍附票システム標準仕様書としては、振り仮名の法制度施行後のシステムにおける定義が中心であると理解している。法施行から1年間におけるセットアップ等の取扱いについては標準仕様書に盛り込む内容ではなく、切り分けて議論を進める必要があると考えている。

→ご指摘のとおり、本仕様書は法施行から1年間における仕様ではなく、継続的に活用される仕様を中心に定義する想定である。法施行から1年間におけるシステム仕様については標準仕様書の枠外で議論しつつ、氏名の振り仮名公証に伴い標準仕様書においても必要な機能がある場合は随時要件化する想定である。

○承知した。市区町村職員の方々にとって重要な論点であるため、細かく検討していただきたい。

○氏と名の振り仮名について公証時期が異なる場合、マイナンバーカードの券面及び署名用電子証明書上どのような表記となるか。

→法施行日に依存する。改正公的個人認証法の施行日が改正戸籍法等の施行日から1年を超える場合には、既に氏と名の振り仮名は公証済のため、氏及び名双方の振り仮名をマイナンバーカードの券面及び署名用電子証明書上に記載する。1年を超えない場合には、今後検討・決定される想定である。

○氏又は名の何れかの振り仮名のみ公証された場合、署名用電子証明書にて管理する内容と住民記録システムにて管理する内容に不一致が生じ、コンビニ交付へ影響があるか。

→現状コンビニ交付する場合は利用者証明用電子証明書を利用している。利用者証明用電子証明書は氏名情報を管理しておらず、同様に振り仮名も管理しないため、コンビニ交付への影響はないと想定する。正確な情報は後ほど担当者を確認し、連携する。

○今後公証されることになる日本人住民の氏名の仮名を「振り仮名」、公証されない外国人住民の氏名の振り仮名等を「フリガナ」と定義しているが、公証済みの振り仮名を「公証されたフリガナ」、それ以外を「フリガナ」と表現した方が、間違いが生じにくいのではないかと考える。

→現状の表記は法務省の平仄を合わせた書きぶりとしている。持ち帰り検討した上、次回検討会時に提案させていただきたい。

○デジタル庁から示されている標準化基本方針改定案にて標準準拠システムの実装期限が令和7年度末からの延長が検討されていることや、戸籍のサブシステムとして火葬等許可事務システムや人口動態調査事務システムが標準化対象システムとなったこと等、住民記録システム等に影響がある内容もあると想定する。その他の内容も含め、標準準拠システムの実装に関する内容については、デジタル庁等から近況報告を実施いただきたい。

→デジタル庁等と調整し、近況報告として次回検討会等で共有したい。

○住民記録システムにおいて実装期限を令和7年度末よりも遅く設定してしまうと影響範囲が大きいのではないかと考えるため、システムごとに影響範囲を確認する等の緻密な議論が必要になると考える。

→補足としてだが、実装期限について、移行困難であるシステムのみ延長を許容する可能性があるが、原則令和7年度末に設定するといった内容を変更する予定はない。

3. その他

→座長一任をいただいたことから、本検討会意見については、座長と整理を行った上で標準仕様書を取りまとめ、8月末の公表を目指す。

以上